

静岡県告示第333号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、県営漁港における岸壁使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年5月12日

静岡県知事 川勝平太

受託者の名称及び所在地	委託する事務の種類	委託する期間
焼津漁業協同組合 焼津市城之腰269-9	焼津漁港（焼津地区）における 岸壁使用料の収納事務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
小川漁業協同組合 焼津市小川3392-9	焼津漁港（小川地区）における 岸壁使用料の収納事務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
伊豆漁業協同組合 下田市外ヶ岡11	稲取漁港における 岸壁使用料の収納事務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
いとう漁業協同組合 伊東市新井1-1-18	網代漁港における 岸壁使用料の収納事務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
浜名漁業協同組合 浜松市西区舞阪町舞阪2119-19	舞阪漁港における 岸壁使用料の収納事務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで